

株主各位

千葉県香取市玉造三丁目1番5号  
株式会社エヌアイデ  
代表取締役社長 小森俊太郎「第59期定時株主総会招集ご通知」記載事項の一部訂正について

2026年6月10日発送予定の当社「第59期定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部誤りがございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

## 記

## 1. 訂正内容①（訂正箇所には下線を付しております。）

「第59期定時株主総会招集ご通知」 6 ページ

事業報告 1. 企業集団の現況

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## 【訂正前】

(単位：千円)

区 分	第 56 期 (2023年3月期)	第 57 期 (2024年3月期)	第 58 期 (2025年3月期)	第 59 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高	20,449,245	22,571,171	24,968,551	26,428,729
経 常 利 益	2,742,690	3,126,312	3,403,127	3,608,096
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	2,210,396	2,108,010	2,367,179	2,502,441
1株当たり当期純利益(円)	199.03	191.83	216.66	229.04
総 資 産	24,020,006	26,228,255	28,233,084	<u>24,277,771</u>
純 資 産	17,911,232	19,709,852	21,529,507	<u>30,723,458</u>

## 【訂正後】

(単位：千円)

区 分	第 56 期 (2023年3月期)	第 57 期 (2024年3月期)	第 58 期 (2025年3月期)	第 59 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高	20,449,245	22,571,171	24,968,551	26,428,729
経 常 利 益	2,742,690	3,126,312	3,403,127	3,608,096
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	2,210,396	2,108,010	2,367,179	2,502,441
1株当たり当期純利益(円)	199.03	191.83	216.66	229.04
総 資 産	24,020,006	26,228,255	28,233,084	<u>30,723,458</u>
純 資 産	17,911,232	19,709,852	21,529,507	<u>24,277,771</u>

2. 訂正内容②（訂正箇所の下線を付しております。）

「第59期定時株主総会招集ご通知」 27 ページ

連結計算書類に係る会計監査報告

【訂正前】	【訂正後】
<p>監査意見の根拠</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p>	<p>監査意見の根拠</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（<u>社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。</u>）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p>

3. 訂正内容③（訂正箇所の下線を付しております。）

「第59期定時株主総会招集ご通知」 30 ページ

計算書類に係る会計監査報告

【訂正前】	【訂正後】
<p>監査意見の根拠</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p>	<p>監査意見の根拠</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（<u>社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。</u>）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p>